

令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人フォイボス
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年10月18日及び11月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 評議員会及び理事会の議事録を適切に保存し、主たる事務所に備えること。
- ・ 理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、在任監事の過半数の同意を得ていることを明らかにしておくこと。
- ・ 早急に適正な会計事務処理が行える体制を整備し、社会福祉法人会計基準に基づく適正な会計事務処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>ついては、役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>なお、本件は前回も文書指摘をしており、その際貴法人は「令和元年度更新時に欠格事由に該当するか等の確認を行っていなかった。改めて誓約書を作成し書面で徴する。」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(法第44条により準用される第40条第1項) (審査基準第3の1(5)、(6))</p>	
2	<p>令和4年度に開催された評議員会の議事録及び理事会の議事録が適切に保存されていないため、作成されていることを確認できなかった。</p> <p>また、令和5年度の評議員会の議事録及び理事会の議事録が関連医療法人に保存されていた。</p> <p>ついては、評議員会及び理事会の議事録については対外的に法人の意思決定の経過、議事内容を示す唯一のものであるため、適切に文書管理を行い、主たる事務所に備えおくこと。</p> <p>なお、議事録が保存されていないため断定できないが、令和4年度の評議員会及び理事会において以下のような状況も推察されるため適</p>	

	<p>正な運営に留意すること。</p> <p>① 定時評議員会について、計算書類等の備置き及び閲覧に係る規定との関連から、開催日は理事会と2週間(中14日間)以上の間隔を確保する必要があるが、確保されていないおそれがある。</p> <p>② 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しななければならないところ、1週間(中7日間)以上前までに通知が発出されていないおそれがある。</p> <p>③ 理事長は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないにもかかわらず、1回しか報告されていないおそれがある。</p> <p>(法第45条の11、第45条の14第6項、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第45条の15第1項、法第45条の16第3項、法第45条の32第1項) (定款第14条、第17条第3項、第27条)</p>	
3	<p>令和5年度第1回理事会において、評議員会の場所、目的である事項及び目的である事項に係る議案の概要が決議されていなかった。</p> <p>ついては、評議員会の日時だけではなく、場所、目的である事項、議案の概要についても理事会で決議し定めること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	
4	<p>役員の就任について、承諾書を徴していない者があった。</p> <p>法人と役員の関係は民法の委任に関する規定に従うため、役員として選任された者が就任を承諾することにより、その時点(承諾の時に役員の任期が開始していないときは任期の開始時)から役員となることから、就任の承諾の有無については承諾書を徴すること。</p> <p>(法第38条)</p>	
5	<p>理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことを確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たっては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得なければならないこと</p>	

	<p>から、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第 43 条第 3 項により準用される一般法人法第 72 条第 1 項)</p>	
6	<p>理事長が代表を務める関連医療法人からの短期運営資金借入金 5,000,000 円について、貴法人の定款施行細則及び事務決裁規程において金銭の借入は理事会の議決事項とされているが、理事会の承認を受けていなかった。また、同医療法人との取引は利益相反取引であるにもかかわらず、事前に理事会の承認を受けていなかった。</p> <p>ついては、理事会において当該借入及び利益相反取引の適否について承認を受けること。</p> <p>なお、当該承認の決議に特別の利害関係を有する理事は、当該議決に参加できないことに留意すること。</p> <p>おって、軽費老人ホームに係る運営費は、同施設の運営に係る経費の借入金の償還金及びその利息には充当できないことから、本件借入金の返還計画が実現可能なものか十分に検討した上で利益相反の議決を行うこと。</p> <p>(法第 45 条の 13、第 45 条の 14 第 5 項、第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条)(運営費局長通知 3 (3))(鳥取県長寿社会課長通知)(定款細則第 2 条)(事務決裁規程第 3 条)</p>	
7	<p>会計責任者と出納職員に同一の者が任命されていた。</p> <p>ついては、会計責任者は出納職員を監督する立場であるとともに、同一の者が兼務することにより会計処理における内部牽制が働かなくなることから、別々の者を任命すること。</p> <p>なお、本件指摘を始め以下の会計管理に関する指摘のとおり会計事務処理の体制が脆弱であると見受けられるので、早急に適正な会計事務処理が行える体制を整備すること。</p> <p>(留意事項 1 (1) (2))(経理規程第 8 条)</p>	
8	<p>計算書類の附属明細書について、次の不備があった。</p> <p>① 借入金明細書に記載された支払利息の当期支出額と法人単位資金収支計算書の支払利息支出及び法人単位事業活動計算書の支払利息に記載された金額が異なっていた。</p> <p>借入金明細書 650,299 円 資金収支計算書・事業活動計算書 420,922 円</p>	

	<p>② 法人単位貸借対照表に1年以内返済予定設備資金借入金として11,328,000円が計上されているが、借入金明細書において、当期償還額の欄に記載され、うち1年以内償還予定額の欄には記載されていなかった。</p> <p>③ 拠点区分資金収支計算書に補助金事業収入(公費)・(一般)が、また拠点区分事業活動計算書に補助金事業収益(公費)・(一般)が計上されているが、補助金事業等収益明細書に金額が記載されていなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>(運用上の取扱い26(1))</p>	
9	<p>令和4年度に施設整備等積立金を6,999,662円取り崩しているところ、令和4年度の施設整備に係る支出額は器具及び備品支出615,120円で、取崩額の残余の6,384,542円は設備資金借入金元金償還に充当されていた。</p> <p>この積立金の目的外支出について、理事会の承認を受けていることを確認できなかった。</p> <p>については、積立金を目的外に使用するに当たっては、理事会において承認を受けること。</p> <p>(運営費局長通知3(2)) (鳥取県長寿社会課長通知)</p>	
10	<p>小口現金の令和4年度末現在の残高が、小口現金出納帳では107,492円だが、財産目録では103,532円と誤ったものとなっていた。また、法人単位貸借対照表の現金預金の令和4年度末現在の残高も財産目録に記載されたものであった。</p> <p>については、財産目録は、全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものであり、また貸借対照表は全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示しなければならないものであることから、残高管理は確実にを行うこと。</p> <p>また、財産目録及び法人単位貸借対照表の誤りは、令和5年度決算において正しい金額に修正すること。</p> <p>(会計省令第25条、第31条)</p>	